

意匠審査基準の一部を改訂しました

特許庁 審査第一部 意匠課

特許庁は、平成30年(2018年)秋に「産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ」を開催し、意匠登録出願の実務運用の在り方について検討を行いました。

同ワーキンググループでは、意匠権の明確性を確保しつつ、より簡便で実効力の高い権利取得環境の早急な実現が必要と示され、意匠法改正に依らず対応可能な以下の課題について議論しました。その後のユーザーの皆様からのパブリックコメントの結果、及び関連する規則等の改正の内容を踏まえ、以下のとおり、意匠審査基準の改訂を行いました。

改訂内容

1) 一物品・一意匠の考え方等の明確化、運用の見直し

- ①「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し

- ②一意匠の考え方の明確化
- ③組物の意匠制度の運用の見直し

※平成31年(2019年)1月10日以降に審査される出願に適用しています。

2) 願書及び図面等の記載要件の簡素化

- ①「一組の図面」の要件廃止
- ②意匠登録を受けようとする意匠以外のものの記載の容認
- ③中間省略の記載方法の緩和
- ④願書の【部分意匠】欄の廃止／全体意匠と部分意匠の関係の運用変更

※令和元年(2019年)5月1日以降の出願に適用しています。

●意匠審査基準一部改訂の概要

1) 一物品・一意匠の考え方等の明確化、運用の見直し<平成31年1月10日以降に審査される出願に適用>

①「意匠に係る物品の区分」に係る運用の見直し

「意匠に係る物品」の欄の記載について、形態や材料についての言及がある場合でも、意匠に係る物品の区分と実質的に同程度の記載と判断できるものについては、柔軟に取り扱います。

拒絶理由の対象としない例:「赤色の花瓶」「円形テーブル」など

※ただし、「赤色の花瓶」と記載されたものの、赤以外の色の花瓶の図面が添付されている場合は、一の意匠を特定できないとして拒絶理由に該当します。

②一意匠の考え方の明確化

一の物品の考え方について、複数の物体からなるものの場合、それら全てが一の特定の用途及び機能を果たすために必須である場合に加えて、必須とはいえない得なくとも、一の形態としてのまとまりや、製造・使用・流通時の一体性があれば、それらも補完的に考慮して判断する旨を明確化しました。

③組物の意匠制度の運用の見直し

意匠審査基準上限定していた組物の意匠を構成する物品について、社会通念上、同時に使用される物品の範囲内であれば、出願人の任意で決めることができることとしました。

※詳細は以下のページ(特許庁HP)をご参照ください。

「意匠審査基準の一部改訂について」(平成31年1月9日) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/kaitei/190109_ishou_kaitei.html

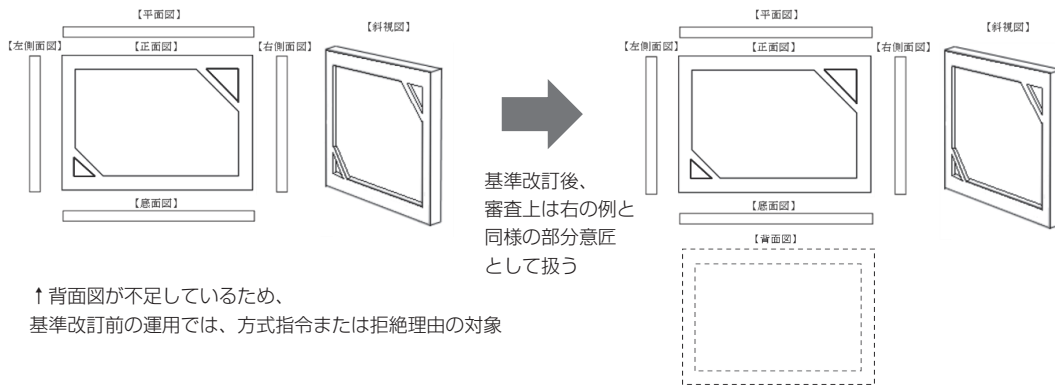
2) 願書及び図面等の記載要件の簡素化<令和元年5月1日以降の出願に適用>

①「一組の図面」の要件廃止

意匠を明確に表す十分な数の図の提出があれば、提出する図の数は不問とします。



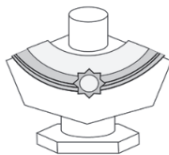
意匠に係る物品：額縁



※意匠登録を受けようとする部分の形態や、物品全体における位置・大きさ・範囲、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界が特定できない場合は、今後も拒絶理由の対象となる。

②意匠登録を受けようとする意匠以外のものの記載を容認

意匠登録を受けようとする意匠以外のものについて、描き分けが明確であるか、その旨が説明されており、意匠登録を受けようとする意匠とその他のものを明確に区別できる場合、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図面の中に表すことができます。



意匠に係る物品：首飾り

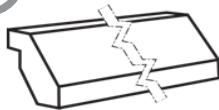
意匠の説明：白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。

③中間省略の記載方法の緩和

長尺物などの中間部分の省略について、意匠の明確性に支障がないことを条件に、様々な省略のための表現方法を許容します。また、電源コードの中間部分など、意匠の特徴となり得ず、様々な長さが存在する一般的な部分については、省略箇所の長さの記載を不要とします。



意匠に係る物品：窓枠材



意匠に係る物品：排気管材



④願書の【部分意匠】欄の廃止／全体意匠と部分意匠の関係の運用変更

願書の記載項目としての【部分意匠】欄を廃止すると共に、全体意匠と部分意匠の間でも、先願(意匠法9条1項)、協議指令(同9条2項)、関連意匠(同10条1項)の規定の適用を判断します。

※詳細は以下のページ(特許庁HP)をご参照ください。

「意匠審査基準の一部改訂について」(平成31年4月26日) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/kaitei/190426_ishou_kaitei.html